

第2次盛岡市地域協働推進計画（案）について

1 策定の目的

多様化、高度化する市民ニーズへの対応や、「盛岡らしい」まちづくりを考えるに当たり、さまざまな主体による協働が期待される現状にあつて、盛岡市は「制度の定着」を目指した従来の地域協働推進計画から「地域協働の取組において目指す方向性を定め、その実現を図る」ことへと目標を一步進め、第2次地域協働推進計画を策定し、地域協働をさらに推進するものとする。

2 策定期期

平成28年3月

3 計画期間

平成28年度～平成32年度（5年間）

4 計画（案）の概要

別紙「資料1 第2次盛岡市地域協働推進計画の概要」のとおり

5 これまでの検討結果及び今後のスケジュール

時 期	内 容
平成27年8月26日	市民協働推進連絡会議（第1回）
9月7日	政策形成推進会議
9月16日	市民協働推進アドバイザー会議（第1回）
11月2日	市民協働推進連絡会議（第2回）
9日	政策形成推進会議
10日	盛岡市町内会連合会との意見交換
11日	市民協働推進アドバイザー会議（第2回）
17日	市議会総務常任委員会
平成28年1月～	各地区への計画概要説明
2月15日	盛岡市議会全員協議会
2月19日～3月9日	パブリックコメント
3月下旬	市長決裁

第 2 次盛岡市地域協働推進計画の概要

1 計画の基本的事項 ～第 1 章 計画の基本的事項 P 1

計画の目的

「制度の試行から定着までの取組事項を定めるもの」として実施した第 1 次計画との連続性を保ちつつ、「地域協働の取組において目指す方向性を定め、その実現を図る」ことへと目標を進めて計画を策定し、地域協働をさらに推進する

計画期間 : 平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間

2 第 1 次計画の課題 ～第 2 章 第 1 次計画の成果と課題 P 4

施策における課題

- ・ 地域協働事業の振り返り・計画見直しへの懸念付けの不足
- ・ 地域づくり支援員制度の機能不足
- ・ 地区割りの不整合
- ・ 組織・拠点の整理と補助金制度の再編

地域における課題

- ・ 活動を担う人材の不足
- ・ 専門的知識や経験の不足
- ・ 事務負担（感）の増

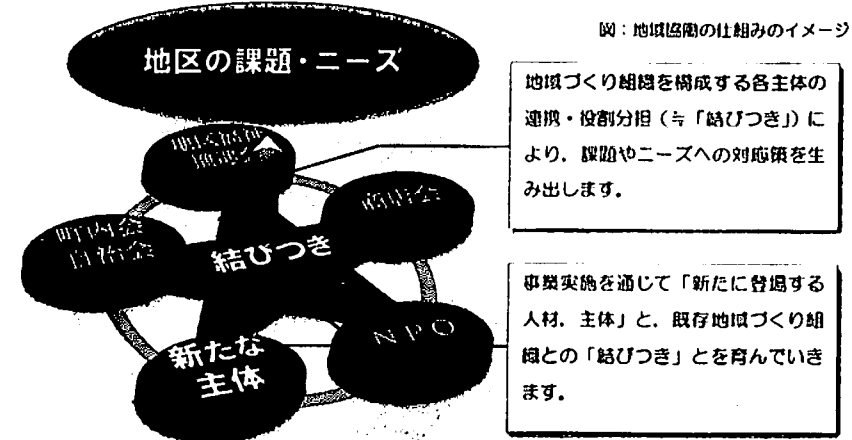
3 施策の目的と目指す方向性 ～第 3 章 計画の基本方針と新たな取組 P 7

施策の目的

地区の自主性を尊重しながら、地域づくり組織と市が相互に連携・役割分担してまちづくりを進めることにより、地域活動の担い手の育成や、地区の課題解決を図る

<目指す方向性>

- さまざまな主体が対等な立場で参加する、地域づくり組織の自主的な動きによって、
- ・ 集約された課題やニーズに対応する解決策やサービスを生み出していくこと
 - ・ 事業を通じ地区内に生まれた人材や主体と、その「結びつき」を育てていくこと



4 計画の基本方針 ～第 3 章 計画の基本方針と新たな取組 P 7

計画の基本方針

- 1 地区の意思を尊重しながら、地域協働による取組の拡大を図る
- 2 新たな地域担当職員制度を活用し、きめ細かい取組を推進する
- 3 地域づくり計画を簡素化・有期限化し、取組の効果を高めるとともに地区の負担軽減を図る

5 新たな取組 ～第 3 章 計画の基本方針と新たな取組 P 8

ア 地域協働への市の支援

①市職員による地域活動の支援

- 1 専任職員の体制強化 ☆
- 2 地域担当職員の配置 ☆

②補助金制度の運用

- 4 元気まちづくり補助金制度の運用 ☆

③地区の事務処理の負担軽減等

- 5 地域づくり計画の簡素化・有期限化 ☆

イ 地域協働の環境づくり

⑦機構・組織・制度の見直し検討

- 10 地区割りの見直し ☆
- 11 組織・補助制度・拠点施設の再編検討 ☆

第2次盛岡市地域協働推進計画 (案)

平成28年3月

盛 岡 市

目次

第1章 計画の基本的事項	7
（1）上位計画における「協働」への期待	1
（2）第2次地域協働推進計画策定の目的	1
（3）計画期間	1
第2章 第1次計画の成果と課題	2
（1）第1次計画の成果	2
（2）第1次計画における課題	4
ア 施策における課題	4
イ 地域における課題	5
第3章 計画の基本な考え方と新たな取組	6
（1）計画における地域協働の考え方	6
（2）体系図	8
（3）個別の施策	9
ア 地域協働に対する市の支援	9
イ 地域協働の環境づくり	13
ウ 地域の主体的な取組	15
（4）計画における新しい取組	16
ア 地域協働を推進するための制度の見直し	16
イ 人的支援策の充実	17
ウ コミュニティ推進地区の再編	17
エ 組織・拠点の整理と補助金制度の再編検討	17
第4章 計画の推進に向けて	19
（1）計画の推進体制	19
（2）計画の進行管理	19
（3）計画の中間年における見直し	19
資料 盛岡市地域協働推進計画（平成23～27年度）	21
＝取組の達成状況＝	

第1章 計画の基本的事項**(1) 上位計画における「協働」への期待**

平成27年4月策定の「盛岡市総合計画の基本構想」において、市は「まちづくりを考える上で重視する視点」のひとつとして「共につくるまち」をあげ、「多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応し、市民生活の質を維持・向上させていくためには、市民、町内会・自治会、NPO、企業、行政がそれぞれの分野で活動の成果をあげていくとともに、それぞれの特徴をいかし、連携しながら協力し合う、協働によるまちづくりを進める視点が重要」であるとしたところです。

また、平成26年3月策定の「盛岡市市民協働推進指針」は、「盛岡が盛岡らしく在り続けるために、さまざまな主体（あらゆる個人、団体、法人等を総称します）が積極的にまちづくりに参画する”市民協働”を推進する」ことを基本理念としており、地域協働についてもこの指針のもとで取り組むこととしています。

(2) 第2次地域協働推進計画策定の目的

これら上位計画にもうたわれているように、多様化、高度化する市民ニーズへの対応や、「盛岡らしい」まちづくりを考えるに当たり、さまざまな主体による協働が期待される現状にあって、市はこれらの上位計画に先立ち、平成23年4月に地域協働推進計画（以下「第1次計画」）を策定し、本市における地域協働の仕組みを確立するため「制度の試行から定着までの取組事項を定めるもの」として実施してきました。

この第1次計画のもとで、現在、市内のコミュニティ推進地区（以下「地区」）のうち12地区が、それぞれの特色をいかした地域協働事業に取り組み、着々と成果をあげています。その一方で、現段階においては各地区の取組の進捗に差があることなどから、第1次計画で掲げた「制度の定着」という目的は、この5カ年で十分に果たされたとは言いえない部分もあります。

こうした現状と第1次計画の成果と課題を踏まえ、市は「制度の定着」から「地域協働の取組において目指す方向性を定め、その実現を図る」ことへと目標を一步進め、第2次地域協働推進計画（以下「本計画」）を策定し、地域協働をさらに推進するものとします。

(3) 計画期間

本計画の取組期間は、第1次計画との連続性を保ちながら、地域協働における目指すべき方向性の実現のため、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

第2章 第1次計画の成果と課題

(1) 第1次計画の成果

市は、平成23年4月から平成28年3月までの5年間にわたり、第1次計画のもと、地区ごとに、地域づくり組織の立上げ、地域づくり計画の策定及び地域づくり事業の実施を支援してきました。

この結果、モデル地区として他地区に先駆けて地域協働に取り組んだ3地区に加え9地区が地域づくり計画の策定を行い、平成27年度中には全30地区中12地区が、それぞれの地区の実情に即した特色ある地域づくり事業を実施することとなりました。

事業実施によって、各地区では、地域を見直す機会が得られたことで課題の共有がなされ、策定された地域づくり計画に基づく事業の実施によって地域のニーズが実現するという成果が得られたほか、いくつかの特筆すべき成果も報告されており、その代表的なものが以下の事例となります。

事例1

ある地区においては、地域のまちづくり活動に地縁団体以外の主体が参画することを、事業開始当初から積極的に推進した。

地区内の小中学校と連携したあいさつ運動の実施や、地域の医療機関に協力や参加を働きかけた事業の成功など、事業内容に見合う主体の参画を推進し、各主体の持つ特性を考慮しながら相互に連携・役割分担をしつつ事業を展開する手法は、地域協働の仕組みづくりの模範的な例となるとともに、その成果は地域協働の効果の大きさを感じさせるものとなった。

事例2

各地区では活動の担い手不足を共通の課題としているが、各地区が地域に根ざした特色ある事業を行うにつれ、その事業の企画内容（例：郷土史関連等）に強みを持つ地区内の人材の発見・参画が少しずつ開始されている。

こうして参加した人材がまちづくり自体への関心を高め、必ずしも自分の得意分野ではない事業にも関わり始めていることが、地域づくり組織の活動に新たな活力をもたらしはじめている。

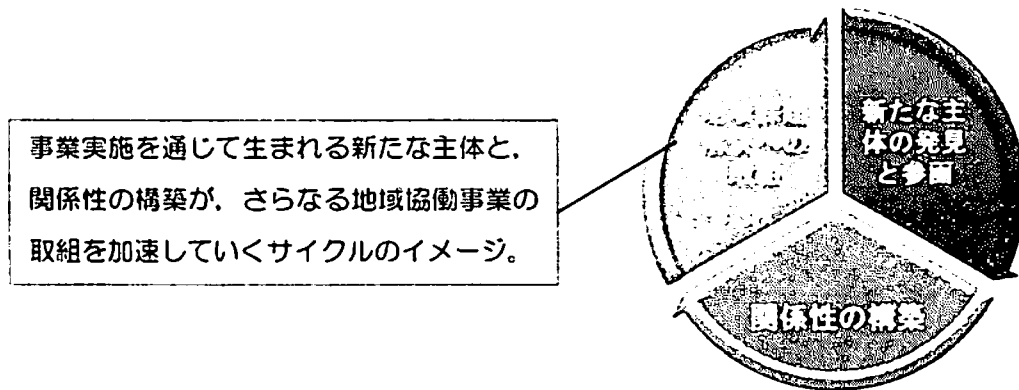
地域協働事業における新たな主体の参画と、地区内の人材の発見・参画は、いずれも地区に活力をもたらし、それ自体が地域協働の成果であるとともに、さらなる地域協働を推進する重要な要素となるものです。

第1次計画期間における成功例と呼べるこれら事例にあつては、地区の課題やニーズを集約・共有し課題解決や対応するサービス提供の実現を主たる成果としながら、事業実施の過程で、地区内の新たな主体や人材の発見・参画が行われるとともに、関係性の構築が行われていくという、地区の活動にとって非常に有効なサイクルが生まれました。

市は、事業実施の過程でこのようなサイクルが生まれてくるような取組を、地域協働の目指すべき方向性であると考えますが、一方で、「このような成果を実感しているのは一部地区に限られる」と考えられることから、市は、より多くの地区において同様の結果を得ていただきたいと考え、本計画を策定することとしました。

第1次計画の成果

- ・ 地区の課題やニーズの集約・共有と課題解決や対応するサービス提供の実現
- ・ 地区内の新たな主体や人材の発見と参画
- ・ 新たな主体との関係性の構築



(2) 第1次計画における課題

市は、第1次計画における課題を、施策におけるものと地域におけるものに分けて整理しました。

施策における課題については、第1次計画において実施した地域づくり組織に対する支援のための取組の達成状況を、次の4段階の指標で評価しつつ、A評価とできなかったものについて、その原因を考察しながらまとめたものです。

第1次計画における「取組の達成状況」評価指標と評価数(42項目中)

A：達成済みである・実施中である…26 B：実施中だが、見直しの必要性がある…10
 C：実施に向け、検討を進めている… 2 D：必要性が減少し、取りやめた … 4

第1次計画において取り組んだ42項目のうち、26項目については「達成済み・実施中である」と評価できます。しかし、「実施中であるが見直しの必要がある」ものが10項目、実施に向け検討を進めているものが2項目に及ぶことから、これらを精査し本計画における課題と位置づけるべきものと考えているのが次の内容となります。(詳細は資料「取組の達成状況」を参照。)

ア 施策における課題

- ・ 地域協働事業の振返り・計画見直しへの意識付けの不足
- ・ 地域づくり支援員制度の機能不足
- ・ 地区割りの不整合
- ・ 組織・拠点の整理と補助金制度の再編

施策に係る課題としては、第1次計画期間における市の姿勢として、まずは地域協働に取り組んでいただくことに力を注いだこともあり、計画見直しへの意識付けが十分でなかったのではないかという反省があります。

また、地域づくり支援員制度については、当該地区に居住していない職員を配置したことから、地域の課題やニーズの捉え方において、地区のみなさんとの共通理解に時間がかかった部分もあったものと思われます。

さらに、市が設定している地区割りが、その所管や細部を違えつつ複数あり、補助制度も一部重複したり未整理な部分があるなど、将来的に見直しや再編を検討しなければならないいくつかの課題についても対応の必要があります。

イ 地域における課題

- 活動を担う人材の不足
- 専門的知識や経験の不足
- 事務負担（感）の増

一方、各地区からの開取りによって、地域協働を実施している地区の多くから、人材の不足や知識・経験の不足、事務負担の増を課題とする声が聞かれました。

また、地域協働事業を実施していない地区の中に、同様の理由により事業実施に踏み切れないとした地区があったことから、市として対応策を講じる必要があります。

第3章 計画の基本方針と新たな取組

(1) 計画における地域協働の考え方

盛岡市市民協働推進指針においては、地域協働を、「各地区のさまざまな主体により構成された地域づくり組織と市が、相互に連携・役割分担してまちづくりを進めることにより、地域活動の担い手の育成や、地区の課題解決を図るための取組である」としています。

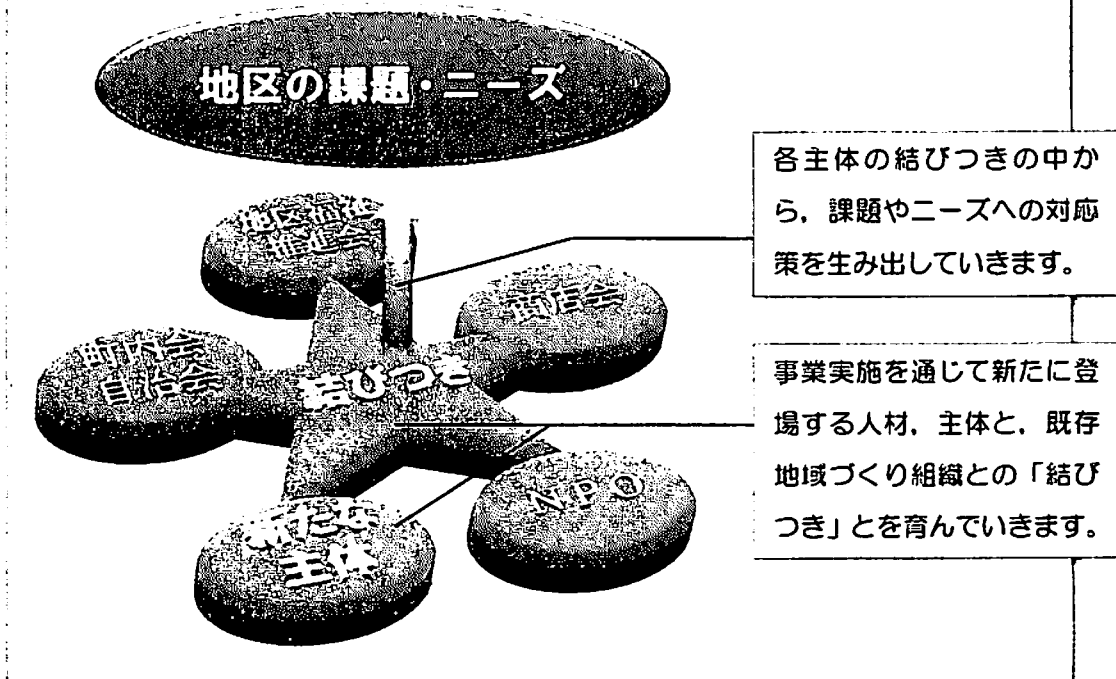
＜地域協働の仕組み＞

地域協働の開始にあたっては、地域の特性をいかしたまちづくりを推進するため、地区内のさまざまな主体が参加して話し合う機会を設けます。

この話し合いから、地域協働によるまちづくりを進めるための組織として、各主体が対等な立場で参加する「地域づくり組織」を構成します。

地域づくり組織の最初の取組は、地区内の課題やニーズを集約し、共有することとなります。

地域協働は、こうした課題の解決やニーズへの対応のため、地域づくり組織が立案する「地域づくり計画」に基づき、地区内の各主体が役割分担をしながら、まちづくりに取り組んでいくものです。



本計画では、盛岡市市民協働推進指針における地域協働についての考え方や、第1次計画の成果と課題を踏まえ、その目的と目指す方向性を次のとおりとします。

施策の目的

地区の自主性を尊重しながら、地域づくり組織と市が相互に連携・役割分担してまちづくりを進めることにより、地域活動の担い手の育成や、地区の課題解決を図る

<目指す方向性>

さまざまな主体が対等な立場で参加する、地域づくり組織の自主的な働きによって、

- ・集約された課題やニーズに対応する解決策やサービスを生み出していくこと
- ・事業を通じ地区内に生まれた人材や主体と、その「結びつき」を育てていくこと

このような地域協働の取組に対し、市は本計画において、地区の自主性を尊重しつつ、地域づくり組織に対し第1次計画期間同様の必要な支援を継続するとともに、計画立案や事業実施に係る負担のさらなる軽減に努めることとしています。

この原則と第1次計画の成果と課題を踏まえ、市は本計画の基本方針として次の3点を掲げることとしました。

基本方針

- 1 地区の意思を尊重しながら、地域協働による取組の拡大を図る
地域協働への取組開始はあくまで地区の意思によるものであることから、市では全地区実施を努力目標とします。
- 2 新たな地域担当職員制度を活用し、きめ細かい取組を推進する
原則として地区に居住する職員を地域担当職員として配置し、専任の職員とともに必要な支援を行います。
- 3 地域づくり計画を簡素化・有期限化し、取組の効果を高めるとともに地区の負担軽減を図る
新規に地域づくり計画を立案する地区に対しては、その簡素化を認めて地区の負担を軽減しながら、地域づくり計画には期限を設け、目標達成のための事業の振返りと見直しの意識を、市と地区とで共有します。

(2) 体系図

基本方針に基づく施策の体系を次のとおりとします。




(3) 個別の施策

ア 地域協働に対する市の支援

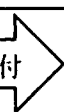
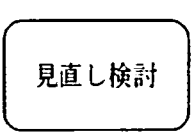
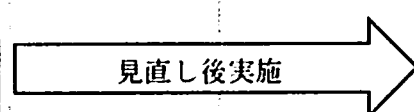
① 市職員による地域活動の支援

No.	個別の施策		内 容			摘要
1	専任職員の体制強化		市民協働推進課の職員で各地区の担当を設定し、地域づくり組織の組織化、地域づくり計画の策定や地域づくり事業の実施を支援します。 制度開始1年経過後に地域担当職員制度と併せ、見直しを検討します。			☆
工 程	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	強化		見直し後実施			
		見直し検討				

No.	個別の施策		内 容			摘要
2	地域担当職員の配置		各地区に居住する職員の中から地域担当職員を選任し、専任職員のサポートを行います。 制度開始1年経過後に見直しを検討します。			☆
工 程	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	28年度当初配置(2年任期)		30年度当初配置(2年任期)		継続実施	
		見直し検討	(見直し後実施)			

No.	個別の施策	内 容					摘要
3	専門的知識を持った職員の派遣	地域づくり組織等の要請に応じ、専門分野の知識を持った市職員を地区に派遣します。					
工 程	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	要請により随時派遣 	

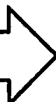
② 補助金制度の運用

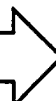
No.	個別の施策	内 容					摘要
4	元気まちづくり補助金制度の運用	地域づくり計画の立案と、地域づくり事業の実施に対し、その経費を助成します。 計画の中間年に制度の見直しについて検討します。					★
工 程	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	地域づくり計画立案・地域づくり事業実施へ交付  見直し検討  → 見直し後実施 	

③ 地区の事務処理の負担軽減等

No.	個別の施策	内 容					摘要
5	地域づくり計画の簡素化・有期限化	<p>地区の負担軽減と事業の見直し意識醸成のため、地域づくり計画の簡素化を推奨し、最長5年の期限を設けます。</p> <p>事業実施地区には既存制度の事務処理の継続を認めます。</p> <p>計画の中間年に制度の見直しについて検討します。</p>					☆
工 程	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
	<p>新規計画立案地区) 計画の簡素化と有期限化</p> <p>事業実施地区) 既存制度の維持継続</p> <p>見直し検討</p> <p>見直し後実施</p>						

④ 相談窓口と情報提供の充実

No.	個別の施策	内 容					摘要						
6	市民協働推進センターの設置	地域協働を含む市民協働の相談窓口として、市内6ヵ所の公民館（上田、河南（既存）、中央、都南、西部、渋民）に設置します。					☆						
								28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
								28年度当初から市内6つの公民館に設置					

No.	個別の施策	内 容					摘要						
7	コミュニティ情報誌（つながるワ）の発行	市民協働に関わるさまざまな情報を提供します。											
								28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
								継続実施					

イ 地域協働の環境づくり

⑤ 人材育成講座等の実施

No.	個別の施策	内 容					摘要
⑤	人材育成講座の充実	地域活動における種々の役割に応じた必要な知識・技術の習得を意識し、人材育成講座を実施します。					
工 程	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
	継続実施						
	→						

⑥ 事例発表会等の実施

No.	個別の施策	内 容					摘要
⑥	地域協働事例発表会の実施	市内で地域協働に取り組んでいる地域の事例発表や意見交換会を開催し、各地区の地域づくり事業を広く周知します。					
工 程	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
	随時実施						
	→						

⑦ 機構・組織・制度の見直し検討

No.	個別の施策	内 容					概要
10	地区割りの見直し	地区の意向を確認し、その実情や歴史的経緯を踏まえ、コミュニティ推進地区と地区福祉推進会の区割りの整合を図るよう検討します。					☆
工 程	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
	検討						
			実施				

No.	個別の施策	内 容					概要
11	組織・補助制度・拠点施設の再編検討	地区に存在する組織や各々の組織に対する補助制度、アセットマネジメントの観点からの拠点施設の整理・統合について、地区の意向を確認し、その実情や歴史的経緯を踏まえ、多角的な視野で検討します。					☆
工 程	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
	検討						

ウ 地域の主体的な取組

⑧ 地域協働事業の実施

No.	個別の施策	内 容					概要
12	地区のニーズ集約と計画立案・見直し	<p>地区のニーズに沿った地域づくり計画の立案を行います。</p> <p>また、各年度末には地域づくり事業の振返りと必要に応じた地域づくり計画の見直しを行います。</p>					
工 程	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
	見直し	見直し	見直し	見直し			

(4) 計画における新しい取組

第1次計画の成果と課題を踏まえ、目指すべき地域協働の方向性の実現のために、市は本計画において次のような新しい取組を実施します。

ア 地域協働を推進するための制度の見直し(体系図5)

① 地域づくり計画の簡素化・有期限化

- ・地域づくり計画の簡素化による地区の負担の軽減
- ・地域づくり計画を有期限化し、目標達成のための振返りと見直しを推奨

■新規に地域協働事業を開始する地区の場合

市は第1次計画期間において、各地区に対し、総合的な地域づくり計画の策定を推奨してきましたが、本計画において新規に地域づくり計画を立案する地区に対しては、地区の負担を考慮し、単一の事業実施に係るような簡素な内容も認めることとします。

一方で新規の地域づくり計画については、目標達成に必要な期間を見越して最長5年の期限を設けることとし、期限を定めて計画を立案した地区は、最終年度までに目標を達成することを意識した振返りと見直しを行うこととなります。

■地域づくり計画を策定済みの地区の場合

本計画期間中も、すでに策定した地域づくり計画に基づき、これまでと同様に事業を実施します。

第1次計画期間と変わらず、各年度末には事業の振返りを行い、必要であれば地域づくり計画の見直しを行います。

② 地域づくり計画策定費補助金制度の地域づくり事業補助金制度への統合

新規計画立案に必要な経費は、元気まちづくり補助金の対象とします。

③ 第1次計画期間に事業開始した地区への既存制度活用の維持継続

策定済の地域づくり計画に基づいて事業実施を継続します。

イ 人的支援策の充実

- ① 地区を担当する専任職員の体制強化（体系図1）
- ② 地域担当職員制度の活用（体系図2）

地区に居住する職員が地域協働の支援を行います。

ウ 地区割りの見直し（体系図10）

地区福祉推進会エリアとコミュニティ推進地区における地区割りの統一

エ 組織・補助金制度・拠点施設の再編検討（体系図11）

- ① 地区にある組織の一本化
- ② 地区に対する補助制度の整理・統合
- ③ アセットマネジメントの観点からの地区にある拠点施設の整理・統合

地区の意向を確認しつつ、歴史的経緯等を踏まえ慎重に検討を行います。

<参考：本計画における地域協働の取組の手順>

第1段階

《地域協働の準備》

地域づくりについての話し合いの実施

地域づくり組織の設定に向けての話し合いの参加者を増やし、各種団体の状況把握や地域協働の取組に向けて合意形成を図る段階です。
市は、地域の皆さんと相談しながら、説明会を開催したり、地域にかかわるさまざまな主体へ働きかけを行ったりして、地域協働の取組の周知と参加を促していきます。

第2段階

《地域づくり組織の設定・地域づくり計画の策定》

地域づくり組織の設定

現状認識
課題整理



役割分担
地域づくり計画立案

地域の課題・ニーズ把握のための調査実施や各主体の既存の活動の把握に基づいて今後取り組む活動を取りまとめ、地域づくり組織が行う活動を具体化し、実施主体、時期、予算等を含めた地域づくり計画を策定します。
本計画のもとで新規に立案する地域づくり計画は、簡素で計画の有効期限(最長5年)を設定したものになります。

第3段階

《地域づくり計画に基づく事業の実施》

地域づくり計画のサイクル

地域づくり計画

実施計画策定

事業実施

事業振り返り・計画修正

地域づくり組織は、計画に基づき実施計画(年度計画)を策定し、役割分担に基づいて活動等を実践します。
各年度の事業・活動の終了時には振り返りを行い、成果を確認することにより次の事業・活動に反映させます。

第4章 計画の推進に向けて

市は、本計画に掲げる施策の推進に向けて、次の取組を行います。

(1) 計画の推進体制

本計画に掲げる施策の効果的な推進を図るために、コミュニティ推進地区組織をはじめ、NPOや地域活動に関わりをもつ団体など、多様な主体と緊密に連携しながら計画を推進します。

(2) 計画の進行管理

地域協働を推進するにあたり、市は常に地域協働に対する理解が得られるよう努めるとともに、施策の進捗状況を把握していく必要があります。

このため、本計画に定める事業については、次に掲げる方法により進行管理を行い、着実かつ適切に実施されるよう、改善に努めていくこととします。

ア 市民協働推進連絡会議における進行管理

庁内関係課による市民協働推進連絡会議を随時開催し、全庁的に事業の実施状況に関する情報共有や調整を行います。

イ 市民協働推進アドバイザー会議における進行管理

市民協働に知見を有する有識者による市民協働推進アドバイザー会議を定期的に開催し、市の取組状況について報告し、助言を得るものとします。

(市民協働推進指針 31 ページより)

(3) 計画期間内における施策の見直し

本計画のもとで新たに取り組む施策については、前項ア、イなどの会議結果等を踏まえつつ、計画の中間年次である平成30年度に見直しを検討するものとします。

盛岡市地域協働推進計画

(平成 23～27 年度)

＝取組の達成状況＝

取 組 一 覧

取組方針		取組項目		区分	頁
地域協働に対する市の支援	(1)市職員による地域活動の支援	1	地域担当職員（地域づくり支援員）の配置	B	24
		2	専門的知識を持った職員の派遣	A	25
	(2)地域の将来像の実現に向けた補助制度の構築	3	市民協働推進基金の造成	B	26
		4	地域づくり計画策定補助金制度の創設	B	26
		5	元気まちづくり補助金制度の創設	B	26
	(3)地域の補助事業等に係る事務処理の負担軽減	6	既存の補助金の一括交付	C	27
		7	補助金申請に係る提出書類等の簡略化	C	27
		8	各種通知文書等の集約と簡素化	A	28
	(4)地域に対する情報提供と相談等に対応するための総合的窓口の充実	9	総合的窓口の充実	A	28
		10	情報提供制度の充実	B	29
		11	コミュニティ情報誌発行	B	29
		12	地域情報ポータルサイトの開設	B	30

取組方針		取組項目		区分	頁
地域協働の環境づくりへの市への取組	(1)地域活動のリーダーの後継者育成等のための人材育成等の講座等の実施	13	人材育成講座の充実	B	31
		14	専門家派遣制度の充実	D	32
		15	（仮称）まちづくりサポーター（アドバイザー）制度の創設	D	32
		16	学びの循環推進事業（一般コース）	A	33
		17	学びの循環推進事業（まちづくりコース）	A	33
	(2)先進事例を参考とした新たな事業展開のための他都市の事例紹介	18	先進地視察の実施	D	34
		19	地域協働事例発表会の実施	B	34
	(3)地域課題を市内部で情報共有するための仕組みづくり	20	（仮称）地域協働推進連絡会の設置	A	35
	(4)市民意見の市政への反映	21	地域づくり計画の活用	A	35
		22	市長の「おでかけトーク」	A	36
		23	市政推進懇談会の開催	A	36
		24	まちづくり懇談会の開催	A	37
		25	市民の提案箱制度	A	37
		26	パブリックコメント制度	A	38
		27	パブリックインボルブメント制度	A	38
		28	市民意識調査・市民アンケート調査の実施	A	39
	(5)地域協働を推進するための市職員の意識改革	29	地域協働に関する職員研修の充実	A	39
30		地域担当職員（地域づくり支援員）の公募	D	40	
31		地域情報の職員への発信	A	40	

取組方針		取組項目		区分	頁
(6)地域づくり組織に対する活動の場所等の提供	32	学校施設の開放	A	41	
	33	空き店舗などの民間施設の活用	A	41	
	34	公民館等の公共施設の活用	A	41	
	35	もりおか市民活動支援室の設置	A	42	
(7)地域の支援等を効果的に進めるための拠点のあり方検討	36	地域支援拠点として支所・出張所等のあり方の検討	B	42	
(8)地域協働に関する市民意識の醸成	37	地域協働説明会の開催	A	43	
	38	各種団体への働きかけ	A	43	

取組方針		取組項目		区分	頁
地域協働の環境づくりへの地域の取組	(1)地域活動を牽引する人材を確保するための地域活動リーダー等の人材発掘	39	人材育成講座等への参加	A	44
	(2)先進事例を参考とした新たな事業展開のための他都市の視察研修の実施	40	視察研修会への参加	A	44
	(3)気軽に地域活動に参加できるような雰囲気づくり	41	地域協働事例発表会への参加	A	44
		42	地域活動意向調査の実施	A	44

(注) 複数の取組方針に関する取組項目の掲載は省略している

○区分

- A：達成済みである・実施中である
- B：実施中だが、見直しの必要性がある
- C：実施に向けて、検討を進めている
- D：実施する必要性が減少したため、取りやめた

地域協働に対する市の支援

◆No.1 地域担当職員（地域づくり支援員）の配置

内 容	地域づくり組織を担当する職員を兼務職員として複数名配置し、地域づくり組織の組織化、地域づくり計画の策定や地域の課題解決等の支援を行うことにより、計画策定等に係る事務の軽減や地域と市の連携をより一層図る。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
モデル地区での 試行・検証		実施地区に順次配置			
進捗状況	B 実施中だが、見直しの必要性がある				

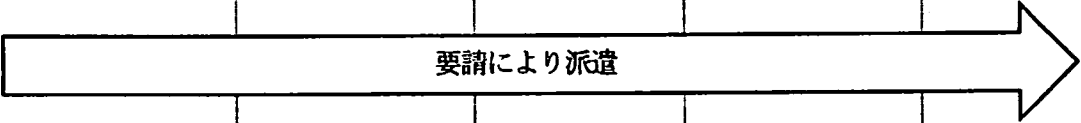
【進捗状況】

盛岡市地域づくり支援員実施要綱（平成23年9月策定）にもとづき、地域協働実施地区に対して、1地区当たり2人の地域づくり支援員と3地区を総括する総括支援員を配置し、地区が行う地域づくり計画策定や、実施事業に関する助言等を行っている。
平成28年3月31日現在、24人の地域づくり支援員と4人の総括支援員を配置している。

【課題及び今後の対応】

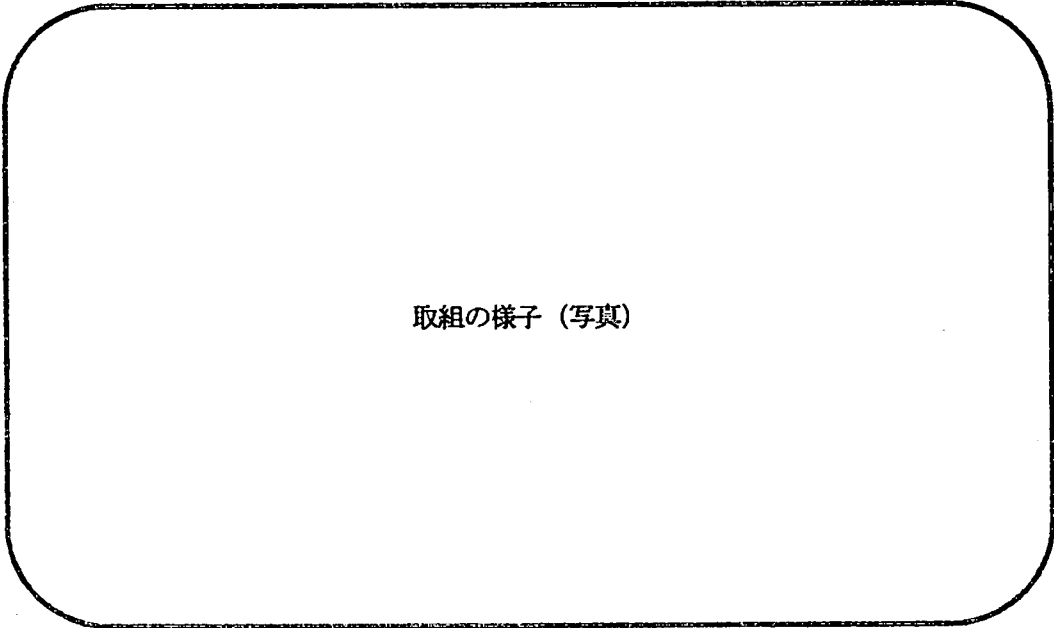
地域づくり支援員の業務は兼務で行っていることや、居住地区ではない地区を担当したことなどにより、業務のノウハウの蓄積や地区の状況把握が難しく、結果、市民協働推進課の職員が支援の中心となる傾向が強くなっている。
このことから、新たな地域担当職員制度により、担当職員と市民協働推進課とが連携しつつ、市民協働推進課の職員による支援体制を強化していく必要がある。

◆No.2 専門的知識を持った職員の派遣

内 容	地域の課題解決や地域の将来像の実現に向け、地域づくり組織等の要請に応じ、専門分野の知識を持った市職員を派遣し、地域協働を推進する。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					
進捗状況	A 実施中である				

【進捗状況】

要請に応じて、取組内容に関連する担当課の職員が、相談に応じながら、活動に対する助言等を行っている。



◆No.3 市民協働推進基金の造成

No.4 地域づくり計画策定補助金制度の創設

No.5 元気まちづくり補助金制度の創設

内容	地域協働を安定的に推進するための財源として基金を造成し、事業の推進を図る。また、地域づくり組織が、地域のあるべき姿（将来像）を実現するために「地域づくり計画」を策定する際に、その経費を助成し、策定支援を行う。さらに、地域づくり計画に掲げる地域づくり事業に対し、その経費を助成し、活動を支援するとともに、事業の推進を図る。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
基金の造成					
モデル地区での 試行・検証					
達成状況	B 実施中だが、見直しの必要性がある				

【進捗状況】

市民による協働の推進に資するため、平成23年度に市民協働推進基金を造成し、地域づくり事業補助金（元気まちづくり補助金制度）の財源とした。

また、「盛岡市地域づくり計画策定費補助金交付要綱」及び「盛岡市地域づくり事業補助金交付要綱」を平成24年6月に策定し、地域づくり組織が、地域づくり計画を策定する場合に、地域づくり計画策定費補助金（10/10補助 上限30万円）を、地域づくり計画に基づく事業を実施する場合に地域づくり事業補助金（10/10補助 地区人口により上限60～180万円）を交付した。

（交付実績）

・地域づくり計画策定費補助金

平成23年度：3地区・666,078円、平成24年度：5地区・1,358,802円

平成25年度：1地区・254,751円、平成26年度：3地区・725,722円

・地域づくり事業補助金

平成24年度：3地区・3,700,504円、平成25年度：8地区・7,739,790円

平成26年度：9地区・8,804,105円、平成27年度：12地区・12,600,000円（見込）

【課題及び今後の対応】

地域づくり計画策定の負担感が地域から寄せられており、地域協働に取り組みやすい補助制度を再構築する必要がある。

一方で、地域づくり事業の固定化や、イベント的な事業への偏りなどが見られ、補助金のあり方をあらためて考える必要がある。

◆No.6 既存の補助金の一括交付

内容	地域に関係する各種団体への補助金を可能な限り統合し、地域づくり組織に一括交付することにより、補助金申請に係る事務処理の軽減を図る。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	既存補助事業の検討	統合可能補助事業・事務等の随時統合			
達成状況	C 実施に向けて検討を進めている				

【進捗状況及び今後の対応】

地域に関係する複数の組織（町内会・自治会、老人クラブ、子ども会、防災組織等）の活動のあり方や区割りは、地域の事情により異なることから、地域づくり組織が一律に補助金の受け皿となることは、事務処理軽減に結びつくものではないことから、実施をとりやめた。

一方、地区組織（コミュニティ地区組織、地区福祉推進会）に対する市の補助制度の統合に関しては、地区内の組織が一本化されている地区にとっては事務負担軽減につながるものであり、今後、検討を進める必要があるものと考えられる。

なお、市が町内会・自治会に対する補助金等を一括交付することは負担軽減に資することから、平成28年度から新たな制度を実施することとしている。

◆No.7 補助金申請に係る提出書類等の簡略化

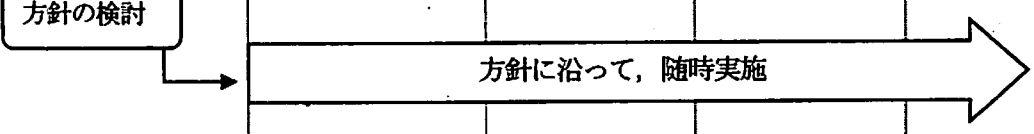
内容	補助金申請に際し、定型化（毎年同じ図面の提出等）した書類の提出を省略するなど、補助金申請に係る事務処理の軽減を図る。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	方針の検討	提出書類等の集約化・簡素化、随時実施			
達成状況	C 実施に向けて検討を進めている				

【進捗状況及び今後の対応】

平成25年度から、盛岡市公衆街路灯電気料補助金については、町内会・自治会の申請を不要とし、市が電力会社に直接払いするよう制度改正を行った。

平成28年度からは、自治公民館活動費補助金や公園管理等謝礼金等、町内会・自治会に対する補助金の申請手続きの簡素化・軽減を図ることとしている。

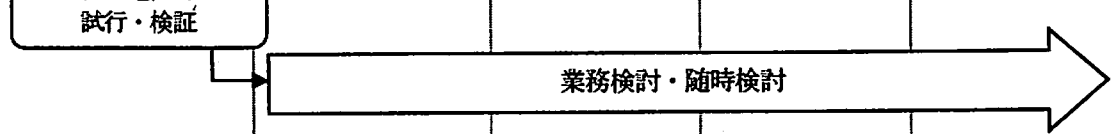
◆No.8 各種通知文書等の集約と簡素化

内容	町内会・自治会等の地縁団体等に対して送付している文書や、依頼している業務について見直しを図り、地域の負担軽減を図る。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">方針の検討</div> 				
進捗状況	A 実施中である				

【進捗状況】

平成23年度から、町内会・自治会長あての文書については、原則として全庁取りまとめし、月1回の送付とした。
 また平成27年度からは、各課等の協力を得て、町内会等での回覧を活用した市からのお知らせなどを必要最小限にし、町内会・自治会の負担軽減を図った。

◆No.9 総合的窓口の充実

内容	地域からの相談や総合補助金の申請など、地域協働に関する窓口を可能な限り一本化し、地域の利便の向上を図る。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">モデル地区での 試行・検証</div> 				
進捗状況	A 実施中である				

【進捗状況】

平成25年度に、地域コミュニティに係る市民活動推進課と地域協働推進事務局を統合し、市民協働推進課として、コミュニティ施策の担当課を一本化した。
 また、盛岡市市民協働推進指針にもとづき、市民にとって身近な拠点での支援体制を整備するため、市民協働に関する相談等の窓口として、公民館に「市民協働推進センター」を設置することにしており、平成27年度は上田・河南の両公民館でモデル的に事業を開始した。

◆No.10 情報提供制度の充実

No.11 コミュニティ情報誌の発行

内容	地域づくり組織に対し、他都市で行われている地域協働の先進的事例や地域に関係する市の施策や事業の情報について、随時提供を行い、地域活動の活性化を図る。 また、人と人との出会い、そして地域としての連帯、活動・発展を推進するための情報提供として情報誌を作成する。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	[地域づくり組織への情報提供] 随時実施				
	[コミュニティ情報誌の発行]		廃止		
進捗状況	B 実施中だが、見直しの必要性がある				

【進捗状況】

町内会・自治会や地域づくり組織などに対する情報提供として、平成23年11月から協働かわらばん「つながるワ！」を発行し、各地域の活動の状況や事例の紹介、市の施策等の情報を提供している。

また、市ホームページ上に「地域協働によるまちづくり」のコーナーを設けて情報の提供を行っている。

一方、コミュニティ情報誌については、昭和59年度から発行してきたが、平成25年度から、もりおか市民活動支援室が発行する情報誌等と統合したため廃止。また平成27年度からは、もりおか市民活動支援室が廃止されたため、地域協働かわらばん「つながるワ！」を新たに構成しなおし、2ヶ月に1回、町内会・自治会、地域づくり組織、コミュニティ推進地区組織等に対する情報提供を行っている。

【課題及び今後の対応】

情報提供については、機会を捉えて実施しているが、市民への周知が十分に行き届いておらず、広報もりおかでの特集記事掲載など、積極的な情報伝達の方法について検討する必要がある。

◆No.12 地域情報ポータルサイトの開設

内 容	地域の活動状況や、支援施策、補助金情報、イベント情報などを総合的に発信するサイトを開設する。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			システム検討		
			情報の収集		
				運 用	
進捗状況	B 実施中だが、見直しの必要性がある				

【進捗状況】


平成24年度から市ホームページに「地域協働によるまちづくり」のコーナーを設けて、制度や各地区における取組状況について紹介している。

【課題及び今後の対応】

情報提供については、これ以外にも機会を捉えて実施しているが、市民への周知が十分に行き届いているとは言いがたいことから、インターネットを通じた情報提供に限らず、広報もりおかでの特集記事掲載など、積極的な情報伝達の方法について検討する必要がある。

地域協働の環境づくりへの市の取組

◆No.13 人材育成講座の充実

内 容	地域活動の中心的な役割を担うリーダーを育成するため人材育成講座等を充実し、地域協働の推進を図る。 講座は、地域協働の基礎的知識、ファシリテーションスキル、計画づくり演習等連続性のあるものとする。 修了者は、それぞれの地域づくり組織のリーダーとして、また、まちづくりサポーター (No.15) として、他の地域活動の支援等を行い、地域活動の活性化を図る。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人材育成講座の充実 					
達成状況	B 実施中だが、見直しの必要性がある				

【進捗状況】

平成23年度から主に地域協働実施地区の住民を対象とした地域協働講座を開設し、地域づくり計画策定のための技術の習得の機会を提供している。

(受講者数)

平成23年度：24人、平成24年度：16人、平成25年度：8人、

平成26年度：9人、平成27年度：未実施

【課題及び今後の対応】

年々受講者数が減少していることから、住民のニーズを把握し、受講者層や内容を工夫するとともに、盛岡市町内会・自治会協働推進計画に定める人材育成の取組と連携して実施する必要がある。

◆No.14 専門家派遣制度の充実

内 容	地域づくり組織等の要請に応じ、大学教員等特定の分野の専門家を派遣する。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	要請により派遣				
達成状況	D 実施する必要性が減少したため、取りやめた				

【進捗状況】

地域づくり組織の要請に応じてまちづくりの専門家やワークショップの技術指導を行うNPO職員等を派遣した。
 なお平成25年度以降は、職員による支援で対応可能であったことから、平成27年度からは予算措置していない。
 (派遣の実績)
 平成24年度(専門家派遣) 延べ7人

◆No.15 (仮称) まちづくりサポーター(アドバイザー)制度の創設

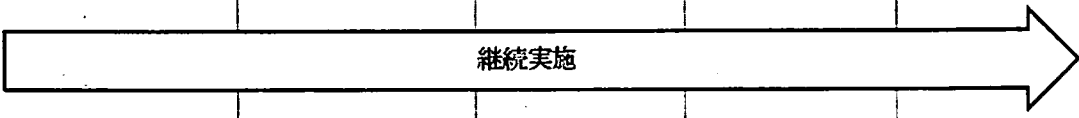
内 容	地域のまちづくりを実践している市民や地域づくり計画策定の経験者などの人材を、まちづくりサポーター(アドバイザー)として登録し、希望する地域へ派遣することなどにより、地域活動を支援する。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	リストの作成				
		地域づくり組織等の要請により派遣			
達成状況	D 実施する必要性が減少したため、取りやめた				

【進捗状況】

まちづくりサポーターについては、No.16及びNo.17の学びの循環推進事業や、岩手県が実施しているいわて地域支援人財ファンド制度で代替可能であり、現段階で制度創設の必要性はない。

◆No.16 学びの循環推進事業（一般コース）〔旧事業名：生涯学習人材サポートシステム〕

[中央公民館所管]

内容	技能・技術等の特技や専門的な知識・能力を持った指導者を、要請に応じて市民の学習活動に派遣し、生涯学習によるまちづくりを推進する。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					
達成状況	A 実施中である				

【進捗状況】

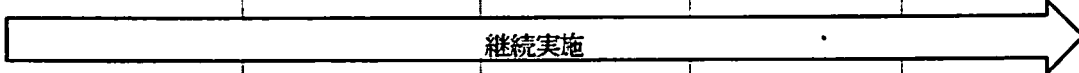
指導者登録は随時行っているほか、3年に一度指導者の登録更新を行っている。今後、指導者の情報をホームページ等で確認できるシステムを検討する必要がある。

(派遣の実績)

平成23年度：59回・1,307人、平成24年度：46回・1,227人
 平成25年度：47回・1,292人、平成26年度：61回・1,247人、
 平成27年度：38回・837人（※H27.10.27現在）

◆No.17 学びの循環推進事業（まちづくりコース）〔旧事業名：もりおかまちづくり出前講座〕

[中央公民館所管]

内容	市政に関する学習会に職員を派遣し、市の取組項目及び制度についての学習機会を提供することにより、市民の市政に対する理解を深めるなど生涯学習によるまちづくりを推進する。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					
達成状況	A 実施中である				

【進捗状況】

毎年、各課等が講座メニューを提供し、市民に活用されている。

(派遣の実績)

平成23年度：107回・3,260人、平成24年度：90回・2,842人
 平成25年度：92回・3,633人、平成26年度：74回・2,463人
 平成27年度：34回・1,214人（※H27.10.27現在）

◆No.18 先進地視察の実施

内容	地域づくり計画の策定に当たり、同様の取組を行っている先進地の視察を行い、計画づくりの参考とする。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	モデル地区での 試行・検証				
達成状況	D 実施する必要性が減少したため、取りやめた				

【進捗状況】

主に地域協働実施地区の住民を対象として市外の先進地視察研修を実施した。
 (視察先) 平成23年度：八戸市 平成24年度：前橋市、宇都宮市
 平成25年度以降については、地域協働実施地区が増えたことにより取組事例を参考にできる状況となったことから、他都市の視察を中止した。
 なお、計画策定地区等からの実施地区への訪問等の要望があれば、市において実施地区との調整を行っている。

◆No.19 地域協働事例発表会の実施

内容	市内で地域協働に取り組んでいる地域の事例発表や意見交換会を開催し、各地域で取り組んでいる地域協働に関する先進的な取組について理解を深め、地域協働の推進を図る。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		検討			
達成状況	B 実施中だが、見直しの必要性がある				

【進捗状況】

平成24年度から地域づくり事業が開始されたことにより、平成25年度から年1回、事例発表会を開催している。

【課題及び今後の対応】

実施地区からは、他地区の取組事例について情報交換したいとの意見も寄せられているが、参加者が多いとはいえ、発表会の開催方法等について検討が必要である。

◆No20 (仮称) 地域協働推進連絡会の設置

内容	地域課題や地域協働に関し、市役所内部で情報の共有化を図るため、全庁横断的な組織を設置する。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	検討				
	連絡会の設置				
進捗状況	A 実施中である				

【進捗状況】

庁内関係課等により構成される市民協働推進連絡会議を平成25年7月に設置し、市民協働や町内会・自治会活動の支援策等について協議している。


◆No21 地域づくり計画の活用

内容	地域づくり組織が定めた地域づくり計画について、市が各種計画の策定や取組項目の執行にあたって十分に配慮するとともに、地域づくり計画で示した地域の将来像実現のための取組を支援する。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	地域づくり計画の反映				
進捗状況	A 実施中である				

【進捗状況】

地域づくり計画については、必要に応じて関係課に情報提供を行っており、地区の取組を検討する会議の場に担当課が同席し、情報提供や助言を行っている。

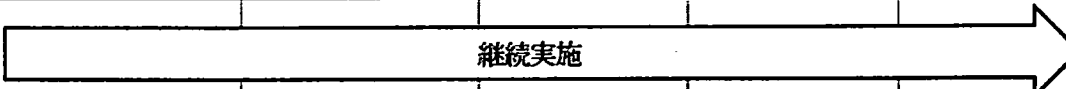
◆No22 市長の「おでかけトーク」[広聴広報課所管]

内容	各種団体等が活動している場所に、市長が出掛けて実際に活動を体験し、懇談することにより、市政全般に対する要望・提言を聴き、今後の市政運営に反映させることを目的に開催する。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					
進捗状況	A 実施中である				

【進捗状況】

毎年3回ほど開催し、自主的な活動を行っている様々な団体の活動を市長が直接見聞きし、意見交換を行っている。


◆No23 市政推進懇談会の開催 [広聴広報課所管]

内容	市内の全町内会長・自治会長を対象として市政運営の方向性、主要事業等を説明し、市政への協力を求めるとともに、市民の声を市政に反映させることを目的として開催する。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					
進捗状況	A 実施中である				

【進捗状況】

毎年4月に開催し、各町内会長、自治会長等に、その年度の市政運営の方向性等を説明し、市政に対する理解と協力をお願いするとともに、様々な意見、提言等をいただきながら懇談する機会としている。

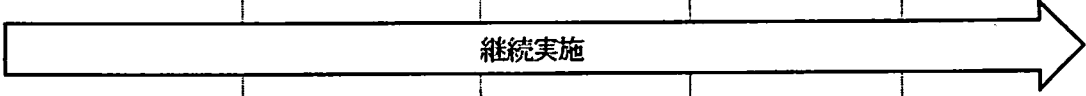
◆No.24 まちづくり懇談会の開催 [広聴広報課所管]

内容	市と地域住民の協働によるまちづくりを推し進め、かつ、相互にまちづくりにおける共通認識と役割分担を明確にし、地域住民の意向を市政に反映するために、まちづくり懇談会を開催する。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					
進捗状況	A 実施中である				

【進捗状況】

市内に30あるコミュニティ地区のうち、毎年15地区に、市長をはじめとする職員が出向いて、地域住民と地域課題の解決等に関する懇談を行っている。

◆No.25 市民の提案箱制度 [広聴広報課所管]

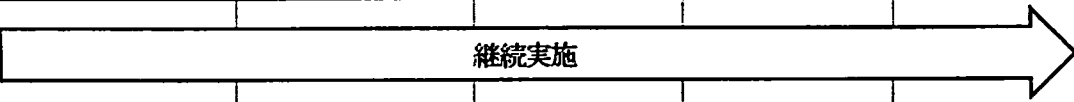
内容	市民の市政に対する建設的な提案又は意見を直接把握し、市政に反映させるため、市民の提案箱を設置する。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					
進捗状況	A 実施中である				

【進捗状況】

市内の各庁舎等20ヵ所及び市ホームページ上に提案箱を設置し、市民からの提言等を随時受け付けている。また、回答が必要なものについては提言者へ直接文書で回答すると共に、内容をホームページで公開している。

◆No.26 パブリックコメント制度 [広聴広報課所管]

No.27 パブリックインボルブメント制度 [広聴広報課所管]

内容	パブリックコメント・パブリックインボルブメントを実施し、市民の意見・要望を計画等に反映させる。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					
進捗状況	A 実施中である				

【進捗状況】

次のとおり、パブリックコメント及びパブリックインボルブメントを実施した。

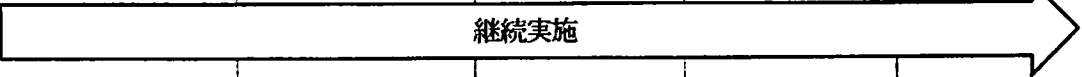
○パブリックコメント

- (平成23年度)
実施件数 9件, 受付意見数 23
- (平成24年度)
実施件数 13件, 受付意見数 130
- (平成25年度)
実施件数 10件, 受付意見数 18
- (平成26年度)
実施件数 18件, 受付意見数 143
- (平成27年度)
実施件数 4件 (※H27. 10. 30現在)

○パブリックインボルブメント

- (平成23年度)
実施件数 10件, 開催回数 43回, 延べ参加人数 1,135人
- (平成24年度)
実施件数 13件, 開催回数 60回, 延べ参加人数 1,460人
- (平成25年度)
実施件数 14件, 開催回数 50回, 延べ参加人数 1,467人
- (平成26年度)
実施件数 18件, 開催回数 53回, 延べ参加人数 1,010人
- (平成27年度)
実施件数 0件 (※H27. 10. 30現在)

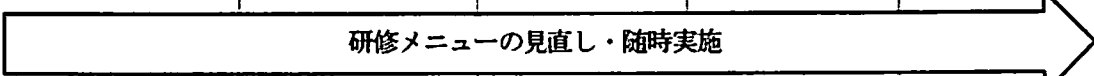
◆No.28 市民意識調査・市民アンケート調査の実施【広聴広報課所管】

内容	市政に対する意見を把握し、施策に反映させるため、アンケート調査を行う。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					
達成状況	A 実施中である				

【進捗状況】

市民意識調査（複数テーマで設問数28問程度）と市民アンケート調査（単一テーマで設問数7問程度）を毎年交互に実施している。調査テーマは全庁から募集し、調査結果をそれぞれの施策へ反映させている。

◆No.29 地域協働に関する職員研修の充実

内容	地域協働に関する基本的な考え方や取組について職員全員が十分理解し、市民とともにまちづくりを行うための職員研修を充実し、職員のまちづくりへの参加を促進する。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					
達成状況	A 実施中である				

【進捗状況】

平成23年度から主任以上の職員を対象とした特別研修を年2回開催し、平成25年度をもって地域づくり支援員となりうる職員全員への研修が完了した。このほか、階層別研修において、市民協働に関する研修プログラムを毎年実施している。
職員の協働に関する理解が深まるよう、継続的な研修の実施が必要である。

◆No.30 地域担当職員（地域づくり支援員）の公募

内容	地域支援に対する意欲のある職員を公募することにより、地域担当職員（地域づくり支援員）制度の定着と円滑な執行を図る。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	地域担当職員（地域づくり支援員）のモデル地区での試行・検証		制度設計	公募	配置
進捗状況	D 実施する必要性が減少したため、取りやめた				

【進捗状況】

地域担当職員（地域づくり支援員）制度については、平成27年3月に策定した町内会・自治会協働推進計画において、新たな「地域担当職員制度」を実施することにしたことから、公募は行わなかった。

◆No.31 地域情報の職員への発信

内容	職員に居住地域の行事等の情報を庁内メールを活用して配信することにより、地域行事への職員の参加を促進し、職員の地域協働への意識を深める。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		検討	随時実施		
進捗状況	A 実施中である				

【進捗状況】

居住地域に限らず、地域協働による取組については、全庁掲示板を通じて情報提供している。

◆No.32 学校施設の開放

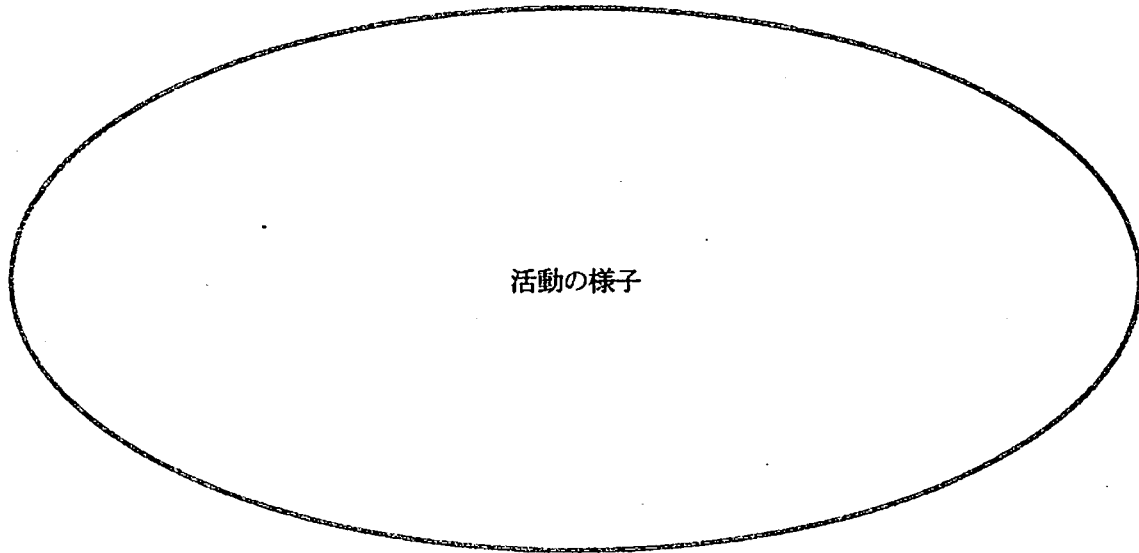
No.33 空き店舗などの民間施設の活用

No.34 公民館等の公共施設の活用

内容		地域づくり組織の活動や事業を行う場所として、学校の空き教室等、空き店舗等の民間施設、公民館等の公共施設が活用できるよう組織の活動を支援する。				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
				学校施設の開放検討	→	実施
					空き店舗の活用検討	
		[公民館等の公共施設の活用] 継続実施				
進捗状況		A 実施中である				

【進捗状況】

地域づくり組織の事業を実施する場所として、空き店舗を活用している事例が見られるほか、活動場所として、平成27年度からはモデル的に上田・河南公民館に市民協働推進センターを設置した。



◆No.35 もりおか市民活動支援室の設置

内 容	盛岡市内の町内会・自治会等の地縁団体、地域づくり組織や、NPO等市民活動団体の活動を多様な角度から支援し、地域活動・市民活動の活性化を図り、市民協働のまちづくりの基盤整備を行う。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
達成状況	A 実施中である				

【進捗状況】

プラザおでつに設置した「もりおか市民活動支援室」において、平成26年度まで地域活動に関する相談や情報提供、会議室の貸出、印刷サービスを提供したほか、情報誌を定期的に発行するなど、地域活動・市民活動の支援を実施した。
 その後、もりおか市民活動支援室の機能を引き継ぎ、市民に身近な施設で気軽に情報収集や相談等ができる拠点を市の公民館に整備することとし、平成27年度はモデル的に上田・河南公民館に市民協働推進センターを設置した。

No.36 地域支援拠点としてのあり方の検討

内 容	有効な地域支援を行うための拠点として、既存の施設の利活用を含めてそのあり方を検討する。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
達成状況	B 実施中だが、見直しの必要性がある				

【進捗状況】

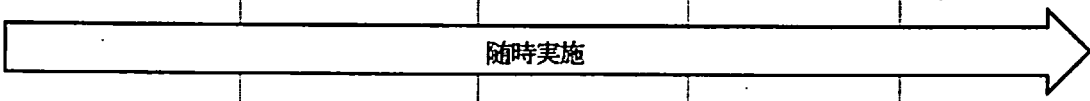
ほとんどの地域協働実施地区で、事務局機能を持つ公共施設が活用されているが、施設が手狭である地区や、公共施設に事務局をおいていない地域づくり組織からは、新たな施設の取得や地区活動センター等に事務局を設置したい旨の要望が寄せられている。

【課題及び今後の対応】

指定管理のあり方やアセットマネジメントの観点をふまえて、地区の活動拠点と地区組織の事務局機能のあり方を検討していく必要がある。

◆No.37 地域協働説明会の開催

No.38 各種団体等への働きかけ

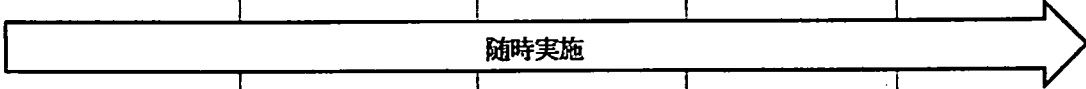
内 容	地域協働を市内全域に広げるため、地域協働説明会を開催し、市民意識の醸成に努める。 地域づくり組織により多くの主体が参加するよう、また、従業員等が地域活動に積極的に参加できるよう、企業、NPO等に働きかけを行う。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					
進捗状況	A 実施中である				

【進捗状況】

制度開始当初は、各地区でのまちづくり懇談会（平成23～24年度）、要望に応じて行う出前説明会等で制度の周知を図った。
 また、老人クラブやPTA等の会合で、制度の周知に向けた説明等を行ったほか、盛岡商工会議所の会報に記事を掲載いただき、事業者に対する周知を行った。
 現在は、説明会の要請がある場合に実施している。

地域協働の環境づくりへの地域の取組

- ◆No.39 人材育成講座等への参加
- No.40 視察研修会への参加
- No.41 地域協働事例発表会への参加
- No.42 地域活動意向調査の実施

内 容	地域活動の中心的な役割を担うリーダーを育成するために開催される各種講座・セミナー等へ積極的に参加する。 地域協働について先進的な取組を行っている地域への視察研修等へ積極的に参加する。 地域協働事例発表会への参加を通じて、地域協働に関する先進的な取組について理解を深め、地域の活動に生かしていく。 地域づくり組織の活動計画等を策定する際の資料とするため、地域の住民が抱える課題や地域活動の要望等の調査を行い、地域のニーズに合致した計画としていく。				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					
達成状況	A 実施中である				

【状況】

地域においても研修会等への積極的な参加を通じて、先進的な取組に関する理解を深めるとともに、地域ニーズの把握を通じて、活動に生かしている。